

# 1 生徒心得

令和5年4月1日改正

岐阜農林高校生である自覚と誇りを持って、自分の行動を律し、明るく充実した校風づくりに努める。

(1) 規律ある生活を送ろう。

- ・意欲と関心を持って、授業に臨もう。
- ・目標を持って生活し、時間を守って行動しよう。

(2) お互いの人格を尊重しよう。

- ・意見の違いを認め合おう。
- ・互いに人格を尊重した健全な友人関係を築き、他人に不愉快な思いをさせるような行動を慎もう。
- ・自分の意思を適切に表現できるようになろう。

(3) ものを大切にし、校内の美化に努めよう。

- ・皆で使うものは大切にしよう。
- ・公共物、施設を使用するときは許可を得よう（使用後はきちんと片付けをしよう）。
- ・自分の持ち物については、しっかり自己管理をしよう。

(4) 健康管理に留意しよう。

- ・規則正しい食生活をし、睡眠時間を十分にとろう。
- ・適度な運動を心がけよう。
- ・心身が不調になった時、適切な対処ができるようにしよう。

(5) 交通安全に努めよう。

- ・交通ルール・マナーを守ろう。
- ・余裕を持って登下校ができるようにしよう。
- ・夜間・悪天候時には、特に気をつけよう。

(6) 禁止事項・届け出事項など

## ①禁止事項

- ・法律・条例に反すること。

## ②許可事項

- ・自転車通学 ←（別途、許可条件を定める）
- ・普通免許の取得←（別途、許可条件を定める）
- ・掲示物を張ること。
- ・出版物の発行・配布
- ・校内の施設・設備の使用

## ③届け出事項

- ・アルバイト（やむを得ない場合に限る）
- ・紛失届
- ・事故届
- ・旅行届（登山など危険が伴う場合は慎重に検討する）
- ・欠席届（保護者から学校に電話等で連絡）
- ・早退届（帰宅後、担任へ電話等で連絡）
- ・遅刻届（保護者から学校に電話等連絡）

#### ④申し出事項

- ・公共物を破損した場合
- ・登校後の外出、及び、外来者との対応の場合
- ・校外で補導された場合

#### (7) 特記事項

##### ①自転車通学について

自転車通学を希望する生徒は、所定の書式に従って安全宣言をした後、登録された自転車を使用する。

- ・自転車に所定のステッカーを付け、ブレーキ・ライト・反射鏡・サイクルカラー・ベル等を常に整備し、安全に心がけること。
- ・自転車の二人乗りや併走及び雨天時の傘さし運転、運転中のスマホやイヤホンの使用など、危険な運転は絶対しないこと。
- ・危険な自転車については、使用を禁止することがある。
- ・自転車通学用のヘルメットを着用することが望ましい。

##### ②普通免許の取得について

普通免許の取得は、第三学年で就職及び進学内定者を対象とし、出願許可制とする。

ただし、次のことに注意する。

- ・学業成績並びに生活指導上特に問題がないこと。
- ・平常の授業、定期考査等に差し支えないこと。
- ・免許を取得しても在学中は自動車を運転しないこと。

##### ③旅行・登山・キャンプなどの届け出

10日前までに旅行届をホームルーム担任を通じて、生徒指導部に届ける（生徒指導部に用紙あり）。

##### ④アルバイトの届け出

やむを得ずアルバイトの必要性が生じた生徒は、届け出て承認を得る。

ただし、次のことを注意する。

- ・学業成績並びに生活指導上特に問題がないこと。  
<欠点補充及び単位未認定の生徒はアルバイトを行わない>
- ・生徒としてふさわしい働き場所であること。
- ・考査中及び考査時間割発表後（考査前一週間）のアルバイトは行わない。

##### ⑤携帯電話・スマートフォンの使用について

- ・始業から終業まで使用を禁止する。
- ・本校の使用規定、使用マナーを守る。

##### ⑥その他

- ・学校に不必要なものは、持ち込まない。
- ・多額な金銭は所持しない。

## 2 服装規程

服装・身なり等は、清潔で本校生徒としての品位を保つにふさわしいものにする。

### (1) 通常の服装

通学時には本校指定の制服を着用する。変形（丈を詰める、部分加工など）は禁止。

やむを得ない事情により異装するときには、学校に届け出て許可を得る。

#### 標準服

ブレザー、スラックス、スカート、ニットベスト、白色無地カッターシャツ（開襟シャツ・ボタンダウン不可）、半袖ポロシャツ、オーバーブラウス

＜ブレザー着用時にはネクタイを、オーバーブラウス着用時にはリボンを必ず着用する＞

### (2) 実習・体育及び、部活動の服装

実習・体育で使用する服装は学校で定められているもの。

部活動時の服装は部単位で決められているもの。

### (3) オーバーコート及び、レインコート

通学で使用するものとして違和感のないもの。形・色ともに華美でないもの。

### (4) マフラー・手袋 …………… 着用は自由とする。通学で使用するものとして違和感のないもの。

### (5) 靴 …………… 形は機能的で安全なもの。色は華美でないもの。

### (6) 靴下（ソックス）、ストッキング、タイツ

白・黒・紺・グレー・茶系で無地の靴下（ソックス）

ベージュのストッキング（80デニール未満）あるいは黒のタイツ（80デニール以上）を認める。

ストッキング着用時は必ず靴下を履くこと。

### (7) 学生カバン

学校に教科書等を入れて持ち運ぶものとしてふさわしいもの ……………形、色 特に規定しない。

### (8) 頭髪など

頭髪などは、岐農生らしくし清潔でさわやかな身なりとする。

#### ＜注意事項＞

- ・髪が目にかかる場合はヘアピンでとめる。肩にかかる場合は後ろで結ぶことが望ましい。
- ・リップクリームは無色透明のものに限る。

#### ＜禁止事項＞

カール、パーマメント、脱色、着色（共に部分的も含む）その他の変形、エクステ、ネックレス、ピアス、指輪、シュシュ、カラーコンタクト、化粧、アイプチ、整髪料の使用

### 3 生徒心得・服装規程の改正又は廃止の手続き

- 1 生徒会執行委員会は生徒の意見を集約し、校長に対し生徒心得・服装規程の改正又は廃止を求めることができる。
- 2 校長は前項の規定に基づく求めがあったとき、又は生徒心得・服装規定の見直しが必要になったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。
- 3 校長は学校運営協議会等での議論を踏まえ、生徒心得・服装規程の改正又は廃止について決定するものとする。
- 4 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

#### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

